

セクシュアル・ハラスメント防止のために

お互いを尊重し合える関係を築こう！

1 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは？

人権問題です！

- 相手を不快にさせる性的な言動(発言や行為)のことをいいます。
- これには「女性・男性はこうあるべき」という考えを押しつけ、相手を不快にさせる言動も含まれます。



例えば…

◆発言によるもの

- ・性的な内容のからかいや冗談を言う。
- ・個人の体型や顔について話題にする。
- ・身体のスリーサイズ等の身体的特徴を話題にする。
- ・「男のくせに根性がない」「女にリーダーは任せられない」などと言う。

◆行為によるもの

- ・裸や水着の画像をわざと見せたり、教室内に掲示したりする。
- ・身体に不必要に接触する。
- ・身体を執拗に眺めまわす。
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールなどを送りつけたりする。

セクハラには

教職員
関係者

児童生徒等
他の教職員・関係者

の場合もあれば、

児童
生徒等

他の児童生徒等
教職員・関係者

の場合も考えられます。

2 セクハラをしない・させないために！

- セクハラに当たるかどうかは、受け手の判断で決まります。
- 性に関する受け止め方は 人によって違います。
- 男性から女性、女性から男性、同性同士、でもセクハラになります。
- 相手の言動に問題があるときは、きちんと指摘してください。



さいたまっち

親しみのつもりでしたことでも、相手が「嫌だ」と感じれば、それはセクハラです。

自分と相手との「人間関係の距離感」をしっかりとつかんでおきましょう。

「嫌」な気持ちは、我慢しないではっきり相手に伝えましょう。

受け手に嫌がられたと分かったときは、同じことを繰り返してはいけません。

3 一人で悩まず、信頼できる先生や相談窓口等に相談しましょう！

相談窓口

- まずは身近な信頼できる先生に話してみましょう。
- 学校には、セクハラ防止(相談)委員会もあります。
- 学校では相談しにくいという人は、次の相談窓口も利用できます。

埼玉県教育委員会



月～金曜 8:30～17:15 TEL 048-830-6892 (人権教育課)
(土・日・祝日、年末年始の休みを除く) TEL 048-830-6726 (県立学校人事課)

埼玉県立総合教育センター(彩の国 よりそみんなの電話・メール教育相談)

毎日 24時間【児童生徒用】#7300 または TEL 0120-86-3192
【Eメール相談】 soudan@spec.ed.jp

- ※Eメール相談の受信確認及び返信は、平日の9時～17時に行っています。
- 受信の日時によって、土・日や祝日を挟んでからの返信になります。
- ※Eメール相談の場合は、「soudan@spec.ed.jp」からの返信が拒否されないように設定してください。
- ※学校や教職員に対する苦情等について、直接、指導や調査等を行うことはできません。

知っていますか？ デートDV

お互いを尊重した関係をつくるために

デートDVは相手を尊重しない行為です。

恋人間で暴力により、相手を思いどおりにする行為をデートDVといいます。暴力には、殴る・蹴るなどのほか、言葉の暴力など様々な形があります。

■ デートDVチェックリスト ■

(交際相手から…)

- ☐「お前はバカだから」っていつも言われる
- ☐スマホを勝手に見られる
- ☐他の人と仲良くすると機嫌が悪くなる
- ☐1時間おきに、連絡すると言われる
- ☐物を投げつけてくる
- ☐デートの費用を毎回払わされる

☒が1つでもついたら、相手との関係が対等ではなく、デートDVの可能性がります。

■これってデートDVかな？と思ったら…

- ・身近な大人(家族や先生)に相談してください。
- ・専門の相談窓口もあります。

埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」

日・水・金 15:00～21:00 (12/29～1/3を除く)



With You さいたま TEL 048-600-3700

月～水、金、土 9:30～20:30

日、祝・休日 9:30～17:00

※木曜日・年末年始を除く

匿名で電話相談、インターネット相談(24時間受付)ができます。



緊急の場合は警察(110番)へ連絡しましょう

SNSを悪用(リベンジポルノ・自撮り被害)

○元交際相手等から、交際中に撮影した画像や動画を無断でインターネット上に流出されるリベンジポルノや、SNSで知り合った人からの自撮り要求による画像流出被害が増加しています。

※これらの行為は法律・条例で禁止されています。

- ・撮影された人を特定できる性的な画像をインターネット上で公開する
(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律)
- ・撮影された人を特定できる性的な画像を公表させる目的で他人に渡す
(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律)
- ・18歳未満の者に対し不当な方法で性的な画像を要求する(埼玉県青少年健全育成条例)

- ◆インターネット上に一度流出した画像は、削除することは困難です。
- ◆相手から画像を求められても、一切応じる必要はありません。
- ◆被害に遭ってしまったときには早めに相談しましょう。警察署や専門機関、団体等の支援で削除できる場合があります。

友達から相談されたら…

- ★まずは、ゆっくり話を聴きましょう。
- そして理由はどうあれ
「暴力をふるう行為は間違っている」
ことを伝えてください。
- ★友達同士では解決できないことも多いので、家族や先生など信頼できる大人に相談することを勧めてください。